

公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部 御中

住宅都市局住宅部住宅計画課長

「令和4年度 福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業」に係る 補助額・各種要件の拡充及び補助金制度説明会の開催について（周知依頼）

残暑の候、益々ご繁昌の由、心よりお慶び申し上げます。

福岡市では、入居者を高齢者や低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する方（＝住宅確保要配慮者）に限定する「セーフティネット専用住宅」として民間賃貸住宅をご登録いただける大家等の皆様を対象に、「住宅改修」「家賃低廉化」「家賃債務保証料低廉化」に要する費用へ補助する「福岡市セーフティネット専用住宅入居支援事業」を令和2年度より運用し、大家等の皆様の住宅確保要配慮者の受入れ促進及び住宅確保要配慮者の居住環境向上への支援に取り組んで参りました。

カーボンニュートラルの実現や孤独・孤立対策に資する環境整備を推進するとともに、既存の民間賃貸住宅を活用した被災者の速やかな住まいの確保や車いす使用者の住環境整備の推進を図るため、補助額及び各種要件の拡充を行うこととあわせて、大家等の皆様を対象とした補助金制度説明会を令和4年8月31日に開催いたしますので、貴団体の会員等に対する周知をいただきますようご協力の程、よろしく願いいたします。

記

1 拡充の主な内容（詳細は別紙1をご参照ください）

改修費補助関係

- 車椅子使用者に対応した便所等の設置の補助限度額を拡充（限度額 400万円/戸）
- 交流スペースの設置を補助対象工事に追加（限度額 200万円/戸）
- 省エネルギー改修工事を補助対象工事に追加（限度額 100万円/戸）
- 被災者向け住居の修繕工事を補助対象工事に追加（限度額100万円/戸）
- 居住支援法人がセーフティネット登録住宅を見守り等の居住支援を行う住宅として運営する際の改修期間中の借上げ費用を補助対象経費に追加（限度額 100万円/戸）

2 補助額及び要件の拡充等後の公募期間

令和5年2月10日（金）まで（※改修費補助は令和4年12月9日（金）まで）

3 補助金制度説明会について（詳細は別紙2をご参照ください）

【日時】 令和4年8月31日（水） 14：00～16：00（受付13：30～）

【場所】 エルガーラホール「多目的ホール1」（福岡市中央区天神1-4-2 7階）

【定員】 先着30名 【申込方法】 電話、電子メール又はファックス

【申込締切】 令和4年8月30日（火）

《問合せ・連絡先》

住宅都市局 住宅部 住宅計画課 居住支援係 担当：内田・川浪

TEL：092-711-4279 FAX：092-733-5589

E-mail：m-jutaku@city.fukuoka.lg.jp